

通達改正の概要

1. 車両の通行の制限について（道路局長通達）

別添2 道路法第47条の3に係る行政処分等の基準について
(特殊車両の通行に関する指導取締要領を名称変更)

第1 趣旨

第2 取締基地における取締りの実施

- 1 取締基地における取締り
- 2 特殊車両を違法に通行させている者に対する措置

第3 自動計測装置による計測

- 1 自動計測装置による計測
- 2 自動計測装置の計測結果に基づく警告

第4 繰り返し特殊車両を違法に通行させた者等に対する措置

- 1 繰り返し特殊車両を違法に通行させた者等に対する行政指導
繰り返し違反した者に対し国道事務所に呼び出して対面で是正指導書
を手交し、是正措置を講じることを指導
- 2 行政指導内容の公表
前記1の是正指導にもかかわらず、当該違反者が是正に応じない場合、
弁明の機会を付与したうえ、再び上記による是正指導を実施し、その会
社名及び是正指導内容等を公表。
- 3 許可の取消し
- 4 告発

第5 取締結果の報告

2. 道路法第47条の3に係る行政処分等の基準の細部取扱いにつ いて（道路交通管理課長通達）

内容：行政処分等の細部規定を新たに制定。

第1 違反内容

- 1 無許可
- 2 許可証不携帯
- 3 通行条件違反
- 4 措置命令違反

第2 取締基地における取締りの実施

- 1 取締りの定期的な実施
- 2 取締りの実施方法
- 3 取締りの実施にあたっての留意事項
- 4 違反者に対する措置

第3 自動計測装置による計測

- 1 自動計測装置による計測
- 2 自動計測装置の計測結果に基づく措置

第4 繰り返し特殊車両を違法に通行させた者等に対する措置

- 1 繰り返し特殊車両を違法に通行させた者等に対する行政指導
- 2 行政指導内容の公表
- 3 特殊車両通行許可の取消し
- 4 告発

第5 その他

- 1 所轄警察署との連携
- 2 地方運輸局等との連携
- 3 他道路管理者との連携
- 4 自動車運送事業者等に対する制度啓発
- 5 荷主等に対する制度啓発等

3. 道路法第47条の3に係る行政処分等の発出基準について（道路交通管理課長通達）

内容：警告書等の発出基準、公表基準を新たに制定。

(1) 警告書の発出基準

- | | |
|-----------|-----------|
| ①軸重20トン超過 | 2回／1ヶ月以上 |
| ②軸重20トン以下 | 20回／3ヶ月以上 |

(2) 公表基準

- | | | |
|---------|---------|-----------------------|
| ①現地取締 | 是正指導の累積 | 3回で公表 (1回目の警告を含む。) |
| ②自動計測装置 | 是正指導の累積 | 4回で公表 |